

○千代田区行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、行政評価を適正に実施するため、千代田区行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」に定める施策の目標の評価に関する事項その他委員長が評価が必要であると認める事項について所掌する。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委嘱の日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会には、分科会を置くことができる。

2 分科会長及び分科会員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 分科会長は、分科会を招集し、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会及び分科会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと思えるときは、この限りではない。

(行政評価結果の報告)

第9条 委員長は、行政評価が終了したときは、その結果を区長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。